

# 農業労働力確保緊急支援事業実施要綱

制定 令和2年4月30日付け 2経営第345号 農林水産事務次官依命通知  
最終改訂 令和3年1月1日付け 2経営第2413号 農林水産事務次官依命通知

## 第1 趣旨

新型コロナウイルス感染症の影響により生じた外国人材の入国制限等による人手不足という新たな事態に直面する中、人手不足を解消し農業生産を維持することが急務となっている。

このため、農業経営体等が、新型コロナウイルス感染症の影響により受入れ予定であった外国人材を受け入れられない時等に、農作業を代替して行う人材として他地域の農業者等即戦力となる人材及び他産業従事者、学生等の多様な人材を雇用する際に必要となる掛かり増し経費等並びに研修機関に対する研修用農業機械・設備の導入等に対して支援することで、新型コロナウイルス感染症の影響による人手不足を解消して農業生産を維持するとともに、将来の農業生産を支える人材を育成する。

## 第2 定義

本事業における用語については別表1のとおりとする。

## 第3 事業の内容、事業実施主体等

事業の内容、事業実施主体及び補助率は別表2のとおりとする。

## 第4 国の助成措置

国は、予算の範囲内において、事業の実施に必要な経費を事業実施主体に対して補助する。

## 第5 実施計画等

### 1 実施計画等の作成

#### (1) 実施計画の作成

別表2の事業内容欄のⅠ及びⅡに掲げる事業を実施する全国農業委員会ネットワーク機構（農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第42条第1項の規定による農林水産大臣の指定を受けた農業委員会ネットワーク機構をいう。以下同じ。）は、別記4に定めるところにより実施計画を作成し、農林水産省経営局長（以下「経営局長」という。）に提出し、承認を得る。

#### (2) 都道府県事業計画の作成

別表2の事業内容欄のⅢに掲げる事業について補助金の交付を受けようとする都道府県の知事は、別記5に定めるところにより都道府県事業計画を作成し、地方農政局長（北海道にあつては経営局長、沖縄県にあつては内閣府

沖縄総合事務局長をいう。以下同じ。)に提出し、承認を得る。

## 2 事業の着手

- (1) 本事業については、原則として、全国農業委員会ネットワーク機構又は都道府県が、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第6条第1項の交付決定を受けた後に実施した取組を対象とする。
- (2) ただし、全国農業委員会ネットワーク機構又は都道府県は、やむを得ない事情により交付決定を受ける前に実施する必要がある場合、1の実施計画又は都道府県事業計画の承認後、その理由を具体的に明記した農業労働力確保緊急支援事業交付決定前着手届（別紙様式第1号）を経営局長（ただし、別表2の事業内容欄のⅢに掲げる事業にあっては地方農政局長）に提出するものとする。
- (3) 全国農業委員会ネットワーク機構又は都道府県は、(2)により交付決定を受ける前に事業に着手する場合、補助金の交付を受けることが確実となつてから着手することとし、交付決定を受けるまでの期間内に実施した事業について天災地変等のあらゆる事由によって生じた損失等は、自らの責任とすることを了知の上行うものとする。

## 3 事業実績の報告

- (1) 別表2の事業内容欄のⅠ及びⅡに掲げる事業を実施する全国農業委員会ネットワーク機構は、別記4に定めるところにより実績報告を作成し、経営局長に報告する。
- (2) 別表2の事業内容欄のⅢに掲げる事業について補助金の交付を受けた都道府県の知事は、別記5に定めるところにより都道府県実績報告を作成し、地方農政局長に報告する。

## 第6 個人情報取扱い

国、都道府県、市町村、民間団体、事業実施主体及び事業実施主体から本事業の一部を受託した者は、本事業の実施に際して得た個人情報の取扱いについて、事業実施主体、都道府県、市町村等が定める個人情報保護条例等の規定に基づき適切に対応するものとする。

## 第7 その他

事業実施主体は、本事業の具体的実施に関し、本実施要綱の解釈等について確認する必要がある場合は、農林水産省経営局就農・女性課に対して、文書で照会し、文書で回答を求めることができる。

### 附 則（令和2年4月30日付け 2経営第345号）

この要綱は、令和2年4月30日から施行する。

**附 則（令和3年1月1日付け2経営第2413号）**

- 1 この通知は、令和3年1月1日から施行する。
- 2 この通知による改正前の取扱いについては、改正後の同要綱を適用する。ただし、令和2年の取組を対象とする改正後の別記1の第3の2（2）、第4の1（1）、別記2の第3の2（1）イ、第4の1（1）及び別記3の第5の1（1）については、なお従前の例による。

別表 1

農業労働力確保緊急支援事業における用語の定義

用語	定義
不足人員	新型コロナウイルス感染症による入国制限等により、予定していた実習が行えない技能実習生等
人手不足経営体	不足人員の発生により、緊急的に働き手が必要な農業経営体、農作業請負業者等
代替人材	不足人員の代わりに、人手不足経営体で農作業を行う者
援農	人手不足経営体において農作業を実施すること
関係協同組合等	人手不足経営体の業務を支援する、監理団体（「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成28年法律第89号）第2条第10項の監理団体をいう。））、農業協同組合、事業協同組合等
相談窓口機関	代替人材等を確保するため、都道府県段階において人手不足経営体等及び関係協同組合等と連携し、人手不足経営体等と代替人材等のマッチングに係る相談に対応する窓口機関
交付要綱	「担い手育成・確保等対策事業費補助金等交付要綱（平成12年4月1日付け12構改B第350号農林水産事務次官依命通知）」

別表 2

事業内容	事業実施主体	補助率
<p>I 農業労働力確保支援事業</p> <p>1 援農者緊急確保支援事業（別記1） 人手不足経営体が代替人材を雇用する際に必要となる掛かり増し経費等に対して支援を行う事業。</p> <p>2 研修等支援事業（別記2） 研修機関等が人手不足経営体における実習又は援農に必要な農業機械の操作方法等を代替人材に習得させるために実施する研修、研修機関等が在籍する者を人手不足経営体に派遣して実施する実習及び人手不足経営体と契約のない援農に対して支援を行う事業。</p> <p>3 人材呼び込み支援事業（別記3） 人手不足経営体等及び関係協同組合等が、代替人材等を緊急的に確保するため実施する代替人材等の募集活動等に対して支援を行う事業。</p>	<p>全国農業委員会ネットワーク機構</p>	<p>定額</p> <p>定額</p> <p>定額 (1/2以内)</p>
<p>II 農業労働力確保支援推進事業（別記4） Iの事業における助成金交付及び関連する取組を推進する事業。</p>	<p>全国農業委員会ネットワーク機構</p>	<p>定額</p>
<p>III 農業機械等導入事業（別記5） 人手不足経営体への援農又は就農を支援する目的で研修を実施する事業実施主体に対し、必要となる研修用農業機械及び農業設備の導入を支援する事業。</p>	<p>都道府県、市町村又は民間団体</p>	<p>1/2以内</p>

番 号  
令和 年 月 日

〇〇農政局長 殿

〔北海道・全国農業委員会ネットワーク機構にあつては、  
農林水産省経営局長、沖縄県にあつては、内閣府沖縄総  
合事務局長〕

〇 〇 〇 〇

農業労働力確保緊急支援事業交付決定前着手届

実施計画（別表2の事業内容欄のⅢに掲げる事業にあつては都道府県事業計画）に基づく別添事業について、下記条件を了承の上、交付決定前に着手することとしたので了知願います。

記

- 1 交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変等のあらゆる事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は、事業実施主体が負担すること。
- 2 交付決定を受けた補助金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこと。
- 3 当該事業については、着手から交付決定を受けるまでの期間内においては、計画変更は行わないこと。

別 添

事業内容	事業費	着手予定		完了予定	理 由
		年月日	年月日		

(別記1)

## 援農者緊急確保支援事業

### 第1 事業の内容

人手不足経営体が代替人材を雇用する際に必要となる掛かり増し経費等に対して支援を行う。

### 第2 事業の対象者

- 1 支援の対象となる者は、次の要件を全て満たす人手不足経営体とする。
  - (1) 新型コロナウイルス感染症による入国制限等により、予定していた技能実習生が受け入れられないこと等から、人手不足となっていること。
  - (2) 「農業における新型コロナウイルス感染者が発生した時の対応及び事業継続に関する基本的なガイドライン」又は「畜産事業者に新型コロナウイルス感染者が発生した時の対応及び事業継続に関する基本的なガイドライン」に準拠した対策を実施していること。
  - (3) 当該代替人材に関して、本事業と重複する国による助成を受けていないこと。
  - (4) 労働関係法規を遵守すること。
  - (5) このほか、事業実施主体が別に定める要件を満たすこと。
- 2 対象となる代替人材は、次の要件を全て満たすこととする。
  - (1) 人手不足経営体と契約に基づき援農すること。
  - (2) 人手不足経営体と原則7日間以上の契約を締結していること。
  - (3) このほか、事業実施主体が別に定める要件を満たすこと。

### 第3 助成対象経費

- 1 支援対象となるのは、以下の経費のうち、不足人員に係る経費としてあらかじめ見込んでいたものを除いた経費等（掛かり増し経費等）とする。

なお、掛かり増し経費の対象人数は、受け入れる予定だったが受け入れられなかった人数（1人の予定者の労働期間を数人で分担する場合は、1人に代えてその人数）を上限とする。

  - (1) 交通費  
人手不足経営体で代替人材が援農するために、人手不足経営体又は人手不足経営体が指定する集合場所等に移動する際の交通費。
  - (2) 宿泊費（居住費）  
人手不足経営体で援農する代替人材のために必要なものとして、人手不足経営体が新たに手配した宿泊施設又は借上住居に係る宿泊費又は借

上料。

(3) 保険料

代替人材に係る労働保険料のうち雇用主負担分及び傷害保険料。

(4) 賃金

代替人材に支払う賃金。

(5) 農作業委託料・人材派遣料等

農業サービス事業体に支払う農作業委託料又は人材派遣会社に支払う派遣料。

(6) 研修費

人手不足経営体の指導者等が、農業経験のない代替人材に対し研修を実施する場合の経費。

2 助成額の条件

(1) 交通費

1人当たり1か月につき3万円以内（1日当たり1,000円相当）。

(2) 宿泊費（居住費）

1人当たり1泊6,000円以内、かつ、1か月10万円以内。

(3) 保険料

掛かり増しでない部分も含め助成。

(4) 賃金

1時間につき500円以内。

1日につき10時間以内。

なお、1(6)に係る研修期間中については賃金の助成の対象としない。

(5) 農作業委託料・人材派遣料等

掛かり増し分。

(6) 研修費

1時間につき2,400円。

1人手不足経営体当たり、研修生3人までは1か月につき20万円以内、研修生4人以上は1か月につき30万円以内。

研修を受ける者には、1か月以上当該人手不足経営体において働く意思があること。

## 第4 事業の手続

### 1 事業の申請

- (1) 本事業による支援を受けようとする者が代替人材を雇用することとした時は、不足人員と代替人材の雇用計画を比較した掛かり増し経費等に係る調書を作成し、その根拠資料とともに、原則として支援の対象とする労働が最初に行われた日の1か月後までに事業実施主体に助成金交付の

申請をするものとする。なお、関係協同組合等が当該調書等を取りまとめの上、事業実施主体に提出することができるものとする。

(2) 事業実施主体は、別記4第1の3(1)アにより審査の上、適当と判断する調書を承認する。

(3) 調書等の内容及び様式については、事業実施主体が別に定める。

## 2 実績等の報告

(1) 本事業による支援を受ける者は、調書に記載した事項の実績について、その根拠資料とともに、事業実施主体に提出するものとする。

(2) 提出期限は、原則として支援を受けようとする月毎の賃金等の支払日の翌月末とする。ただし、令和2年12月末までの実績については、事業が終了した日から2か月以内、又は令和3年2月末のいずれか早い日とする。

## 3 調書等の提出先

事業実施主体が相談窓口機関等都道府県段階の機関に対し調書等及び実績等の取りまとめを委託した場合は、1(1)の者又は2(1)の者は、原則として当該委託先に調書等及び実績等を提出するものとする。

# 第5 助成金の交付等

## 1 助成金の交付

事業実施主体は、第4の1(2)により承認された者に助成金を交付するものとする。なお、事業実施主体が必要と認める場合は、助成金の概算払をすることができる。

## 2 助成金の返還等

(1) 事業実施主体は、次の場合には、1の交付先に対し、助成金の一部若しくは全部を返還させ、又は助成金の一部若しくは全部を交付しないものとする。

ア 雇用が調書にある雇用計画と大きく異なっていると認められる場合

イ 本実施要綱、交付要綱又は事業実施主体が定める内規に違反した場合

ウ 虚偽の報告等本事業に関する不正が認められる場合

(2) 事業実施主体は、1の交付先から返還された助成金について、事業対象期間中に当該返還された助成金を用いて別表2のIの事業に係る助成を行ってもなお残余となる場合には、補助事業が完了した日から3か月以内又は補助事業の完了年度の翌年度の6月末日のいずれか早い期日までに、当該残余額を国に返還するものとする。なお、補助事業の完了後において上記の残余額を返還後もなお1の交付先から助成金の返還がある場合には、事業実施主体は、四半期ごとに返還金を取りまとめ、当該四半期の末日から1か月以内に国に返還するものとする。

## 第6 事業対象期間

令和2年4月1日以降、新型コロナウイルス感染症の影響による代替人材確保の必要性が解消された日又は令和3年3月末日のいずれか早い日とする。したがって、以下の場合、事業対象期間中に係る取組についてのみ、本事業による支援の対象とすることとする。

- (1) 事業対象期間より前に取組を開始し、事業対象期間中に取組を終了する場合
- (2) 事業対象期間中に取組を開始し、事業対象期間が終了した後に取組を終了する場合
- (3) 事業対象期間より前に取組を開始し、事業対象期間が終了した後に取組を終了する場合

(別記2)

## 研修等支援事業

### 第1 事業の内容

研修機関等が人手不足経営体における実習又は援農に必要な農業機械の操作方法等を代替人材に習得させるために実施する研修、研修機関等が在籍する者を人手不足経営体に派遣して実施する実習及び人手不足経営体と契約のない援農に対して支援を行う。

### 第2 事業の対象者

本事業による支援の対象者は、都道府県及び市町村が運営する研修機関、都道府県知事が認める民間団体が運営する研修機関、農業協同組合、並びにその他の業務として援農を行う民間団体（以下「対象研修機関等」という。）とする。

### 第3 助成対象経費

#### 1 助成対象経費

##### (1) 対象研修機関等が行う研修

対象研修機関等が、人手不足経営体における実習又は援農を予定している代替人材を対象として研修を実施する場合の講師謝金及び教材費。

##### (2) 対象研修機関等が行う人手不足経営体における実習及び人手不足経営体と契約のない援農

##### ア 交通費

対象研修機関等に在籍する者が、人手不足経営体で実習又は人手不足経営体と契約のない援農を行うため、人手不足経営体又は人手不足経営体が指定する集合場所等に移動する際の交通費。

##### イ 宿泊費

対象研修機関等に在籍する者が人手不足経営体で実習又は人手不足経営体と契約のない援農を行う際に必要なものとして、人手不足経営体が新たに手配した宿泊施設又は借上住居に係る、宿泊費又は借上料。

##### ウ 保険料

傷害保険料等。

##### エ その他

対象研修機関等に在籍する者が人手不足経営体で実習又は人手不足経営体と契約のない援農する際に要するその他の掛かり増し経費。

#### 2 助成額の条件

- (1) 対象研修機関等が在籍する者を代替人材として行う、人手不足経営体に派遣して実施する実習及び人手不足経営体と契約のない援農

ア 交通費

1人当たり1か月につき3万円以内（1日当たり1,000円相当）。

イ 宿泊費

1人当たり1泊6,000円以内、かつ、1か月10万円以内。

ウ 保険料

対象研修機関等が既に当該在籍者を被保険者として、当該実習又は人手不足経営体と雇用契約のない援農が対象となる保険に加入している場合は、助成の対象としない。

エ その他

1人当たり1日（8時間）につき4,000円以内。

#### 第4 事業の手続

##### 1 事業の申請

- (1) 本事業による支援を受けようとする者は、研修計画若しくは実習等計画又はその両方に係る調書を作成し、その根拠資料とともに、原則として支援の対象となる研修等が最初に行われた日の1か月後までに事業実施主体に提出するものとする。

- (2) 事業実施主体は、別記4第1の3（1）アにより審査の上、適当と判断する調書を承認する。

- (3) 調書等の内容及び様式については、事業実施主体が別に定める。

##### 2 実績等の報告

- (1) 本事業による支援を受ける者は、調書に記載した事項の実績について、その根拠資料とともに、事業実施主体に提出するものとする。

- (2) 提出期限は、原則として助成対象経費の支払日の翌月末とする。ただし、令和2年12月末までの実績については、事業が終了した日から2か月以内、又は令和3年2月末のいずれか早い日とする。

##### 3 調書等の提出先

事業実施主体が相談窓口機関等に対し調書、実績等の取りまとめを委託する場合には、1（1）の者又は2（1）の者は、原則として当該委託先に調書等、実績等を提出するものとする。

#### 第5 助成金の交付等

##### 1 助成金の交付

事業実施主体は、第4の1（2）により承認された者に助成金を交付するものとする。なお、事業実施主体が必要と認める場合は助成金の概算払

をすることができる。

## 2 助成金の返還等

(1) 事業実施主体は、次の場合には、1の交付先に対し、助成金の一部若しくは全部を返還させ、又は助成金の一部若しくは全部を交付しないものとする。

ア 研修又は実習等が調書にある研修計画又は実習等計画と大きく異なっていると認められる場合

イ 本実施要綱、交付要綱又は事業実施主体が定める内規に違反した場合

ウ 虚偽の報告等本事業に関する不正が認められる場合

(2) 事業実施主体は、1の交付先から返還された助成金について、事業対象期間中に当該返還された助成金を用いて別表2のIの事業に係る助成を行ってもなお残余となる場合には、補助事業が完了した日から3か月以内又は補助事業の完了年度の翌年度の6月末日のいずれか早い期日までに、当該残余額を国に返還するものとする。なお、補助事業の完了後において上記の残余額を返還後もなお1の交付先から助成金の返還がある場合には、事業実施主体は、四半期ごとに返還金を取りまとめ、当該四半期の末日から1か月以内に国に返還するものとする。

## 第6 事業対象期間

令和2年4月1日以降、新型コロナウイルス感染症の影響による代替人材確保の必要性が解消された日又は令和3年3月末日のいずれか早い日とする。したがって、以下の場合には、事業対象期間中に係る取組についてのみ、本事業による支援の対象とすることとする。

(1) 事業対象期間より前に取組を開始し、事業対象期間中に取組を終了する場合

(2) 事業対象期間中に取組を開始し、事業対象期間が終了した後に取組を終了する場合

(3) 事業対象期間より前に取組を開始し、事業対象期間が終了した後に取組を終了する場合

(別記3)

## 人材呼び込み支援事業

### 第1 事業の内容

人手不足経営体等及び関係協同組合等が、代替人材等を緊急的に確保するため実施する代替人材等の募集活動等に対して支援を行う。

なお、本事業の支援に当たり、相談窓口機関において、当該都道府県における本事業の取組及び情報の一元管理を行うこととする。

### 第2 事業の対象者

本事業の対象者は、人手不足経営体等及び関係協同組合等とする。

### 第3 助成対象経費

#### 1 広告等活動費

##### (1) 対象経費

求人情報誌、人材紹介サービスサイト等への掲載費、求人チラシの製作費、マッチング費用等

##### (2) 対象求人

人材募集情報の一元管理のため相談窓口機関に登録された求人

#### 2 調査費

関係協同組合等が調査会社等に支払う信用調査費

### 第4 相談窓口機関の設置

1 相談窓口機関としての業務を行うことを希望する機関は、都道府県援農情報相談窓口計画書を作成し、事業実施主体に応募する。事業実施主体は、都道府県ごとに1機関を相談窓口機関に選定する。

2 計画書の内容及び様式については事業実施主体が別に定める。

### 第5 事業の手続

#### 1 事業の申請

(1) 本事業による支援を受けようとする者は、広告等活動及び調査に係る調書を作成し、その根拠資料とともに、原則として支援の対象となる取組が最初に行われた日の1か月後までに、広告等活動に係る情報を一元管理する相談窓口機関がある都道府県については、本機関と通じて事業実施主体に助成金交付の申請をするものとする。

(2) 相談窓口機関は、(1)により提出された調書等を取りまとめ、速やかに事業実施主体に提出するものとする。

(3) 事業実施主体は、別記4第1の3(1)アにより審査の上、適当と判断する調書を承認する。

(4) 調書等の内容及び様式については、事業実施主体が別に定める。

## 2 実績等の報告

(1) 本事業により支援を受けた者は、調書に記載した事項の実績について、その根拠資料とともに、相談窓口機関に提出するものとする。

(2) 提出期限は、原則として助成対象経費の支払日の翌月末とする。ただし、令和2年12月末までの実績については、事業が終了した日から2か月以内、又は令和3年2月末のいずれか早い日とする。

(3) 相談窓口機関は、(1)により提出のあった実績等を取りまとめ、事業実施主体に提出するものとする。提出期限は、(1)の全てについて提出を受けた日から1か月以内とする。

## 第6 助成金の交付等

### 1 助成金の交付

事業実施主体は、第5の1(3)により承認された者に助成金を交付するものとする。なお、事業実施主体が必要と認める場合は助成金の概算払をすることができる。

### 2 助成金の返還等

(1) 事業実施主体は、次の場合には、1の交付先に対し、助成金の一部若しくは全部を返還させ、又は助成金の一部若しくは全部を交付しないものとする。

ア 調書等と大きく異なる活動が行われていると認められる場合

イ 本実施要綱、交付要綱又は事業実施主体が定める内規に違反した場合

ウ 虚偽の報告等本事業に関する不正が認められる場合

(2) 事業実施主体は、1の交付先から返還された助成金について、事業対象期間中に当該返還された助成金を用いて別表2のIの事業に係る助成を行ってもなお残余となる場合には、補助事業が完了した日から3か月以内又は補助事業の完了年度の翌年度の6月末日のいずれか早い期日までに、当該残余額を国に返還するものとする。なお、補助事業の完了後において上記の残余額を返還後もなお1の交付先から助成金の返還がある場合には、事業実施主体は、四半期ごとに返還金を取りまとめ、当該四半期の末日から1か月以内に国に返還するものとする。

## 第7 事業対象期間

令和2年4月1日以降、新型コロナウイルス感染症の影響による代替人材確保の必要性が解消された日又は令和3年3月末日のいずれか早い日とする。したがって、以下の場合、事業対象期間中に係る取組についてのみ、本事業による支援の対象とすることとする。

- (1) 事業対象期間より前に取組を開始し、事業対象期間中に取組を終了する場合
- (2) 事業対象期間中に取組を開始し、事業対象期間が終了した後に取組を終了する場合
- (3) 事業対象期間より前に取組を開始し、事業対象期間が終了した後に取組を終了する場合